

令和 7 年 3 月 31 日 付け 県 公 報 号 外 第 26 号 静 岡 県 規 則 第 27 号（静岡県財産規則の一部を改正する規則） 中、  
次のとおり訂正する。

ページ 行  
120 下から 6

誤

(5)～(7) (略)

(5)～(7) (略)

正

(5) (略)

(5) (略)

(6) 教育委員会組織規則第 6 条第 1 項の表に  
掲げる理事（政策管理担当）、同表に掲げ  
る理事（新図書館担当）及び同表に掲げる  
参事（学校教育担当）（以下これらを「教  
育部理事等」という。）

(6) 教育委員会組織規則第 6 条第 1 項の表に  
掲げる理事（総括・新図書館担当）及び同  
表に掲げる参事（学校教育担当）（以下こ  
れらを「教育部理事等」という。）

(7) (略)

(7) (略)